

太陽光発電促進付加金の概要について

太陽光発電の余剰電力買取制度は、「エネルギー供給構造高度化法」にもとづき制定され、太陽光発電システムによって作られた電力のうち、使われずに余った電力（余剰電力）を、法令で定める条件により電力会社を買取する制度で、平成 21 年 11 月 1 日から開始されました。

また、電力会社が余剰電力の買取に要した費用は、低炭素社会の実現という観点から、平成 22 年 4 月 1 日以降、「太陽光発電促進付加金」として、電気をご使用になる全てのお客さまにご負担いただくこととなっています。

エネルギー供給構造高度化法：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年 8 月 28 日施行）。

【「太陽光発電促進付加金」単価の算定方法】

$$\text{太陽光発電促進付加金単価} = \frac{\text{余剰電力買取に要した費用（前年1月～12月）} - \text{余剰電力の買取により削減できた発電費用} \pm \text{過去の買取費用と実際の「太陽光発電促進付加金」との過不足費用}}{\text{当年度における全体の需要電力量（想定値）}}$$

（注）上記算定式により算定した太陽光発電促進付加金単価（消費税等相当額加算前）について、1 銭未満（小数点第 3 位以下）は切り捨てとし、算定に伴う回収額の過不足については、翌年度の回収額において調整します。

太陽光発電促進付加金単価は、法人事業税等相当額および消費税等相当額を反映します。

【電気料金の算定イメージ（税込） 従量制供給の場合】

$$\text{ご請求額} = \text{基本料金} + \text{電力量料金（燃料費調整額を含む）} + \text{太陽光発電促進付加金}$$

太陽光発電促進付加金単価(円/kWh) × 1ヶ月のご使用量(kWh)

（注）定額制供給の場合についても、従量制供給に準じてご負担いただきます。
託送供給の場合は、太陽光発電促進付加金単価に毎月の接続供給電力量を乗じて算定し、接続送電サービス料金等の託送料金とあわせてご負担いただきます。

以上